

校内のきまり

私たちは学ぶという意図のもとに集まり、学校という集団を形成している。有意義な学校生活をおくため、集団としての最低のルールを守ろう。

1. 服装について

服装はすべて学習する場にふさわしく、質素・端正・清潔を旨とする。

- ① 所定のバッジを着用する。
- ② 学校行事（定期考査等も含む）等においては、標準服を着用する。
- ③ 上ばきと下ばきを厳重に区別する。上ばきは、学校指定のものを用いる。
- ④ パーマをかけたり、髪を染めたり、化粧をしたりすることは禁止する。
- ⑤ ピアス・指輪・ネックレスなどの装身具は禁止する。

2. 欠席（忌引を含む）・遅刻・早退・外出について
特別の指示がなければ、始業は8時30分、放課は15時20分である。

- ① 欠席・遅刻・早退・外出はすべて、生徒手帳の所定欄に、必要事項を記入して届出る。
- ② 止むを得ず遅刻して登校入室するときは、入室の時刻、遅刻の理由を明記し、教科担任に提出する。手帳は教科担任の確認・捺印をうけ、クラス担任をへて、返却される。
- ③ 早退するときは、なるべく早く理由を明記し、クラス担任に提出し、その許可をうける。
- ④ 欠席（忌引を含む）するときは、すみやかに保

護者がクラス担任に連絡する。その後登校する際、欠席した日時、その理由を明記しクラス担任（必要があれば教科担任）に提出する。

なお、忌引の日数は、実父母7日、継父母3日（同居の場合7日）、祖父母3日、兄弟3日、伯父伯母1日とする。

- ⑤ 外出は禁止する。特別の場合は、生徒手帳に時間理由を明示し、クラス担任の許可をうける。なお、授業時にかかる治療予約を安易にしないこと。

3. 課外活動について

- ① 活動は平日15時30分より17時00分までとする。
とくに定時制に迷惑をかけないようにする。
(完全下校は、17時15分)
- ② 休日のクラブ活動は事前にクラブ間で調整し届け出ること。また、当日必ず顧問が監督すること。
- ③ 運動部の校舎内での練習は指定された場所以外で行わないこと。

4. 校内施設の利用について

- ① 生徒が教室その他の場所を利用するとき、その生徒責任者は、教室のクラス担任等、担当教師の許可をうける。（クラブのための利用教室は別に定める。）
休日に利用するときは、顧問教師等を通じて関係者の許可をうける。（用紙一職員室生徒部）
- ② 校舎内外に生徒作品などを掲示・発表・配布などするときは、担当教師（生徒部）に届け出る。
なお、掲示場所等についても届け出ること。

- 5. 盗難防止について
高価なものや多額の現金は学校へ持つてこないこ

ど。やむをえない場合は担任等に預かってもらうようになる。(なお、体育等の場合、貴重品カゴを利するること。)

6. アルバイトについて
アルバイトは、原則禁止している。やむを得ない事情がある場合に限り保護者の同意を得た上で、「アルバイト許可願」を生徒部に提出する。

7. 交通安全について
- 交通安全について、次の事項を守ること。
人命を尊重すること。
安全に十分注意すること。
交通法規を守ること。
1. オートバイ、自動車による登下校の禁止。
 2. 自転車による登下校は、「自転車通学許可願」を提出し、許可を得る。
 3. 通学距離の短い者はなるべく徒步で通学のこと。
 4. 自転車通学許可者は下記の事項を守ること。
 - (1) 上記安全三原則を厳守すること。
 - (2) 対人、対物賠償保険に入ること。
 - (3) 自転車通学許可者は、所定の位置にステッカーを貼ること。
 - (4) 決められた場所に駐輪すること。
 - (5) 2人乗りは禁止。
 - (6) ながら運転禁止(スマートフォン・イヤホン・傘さし)

補足

なお、このきまりは最低限のルールであって、生徒の総意および職員会議の議決を経て修正し、補うことができる。